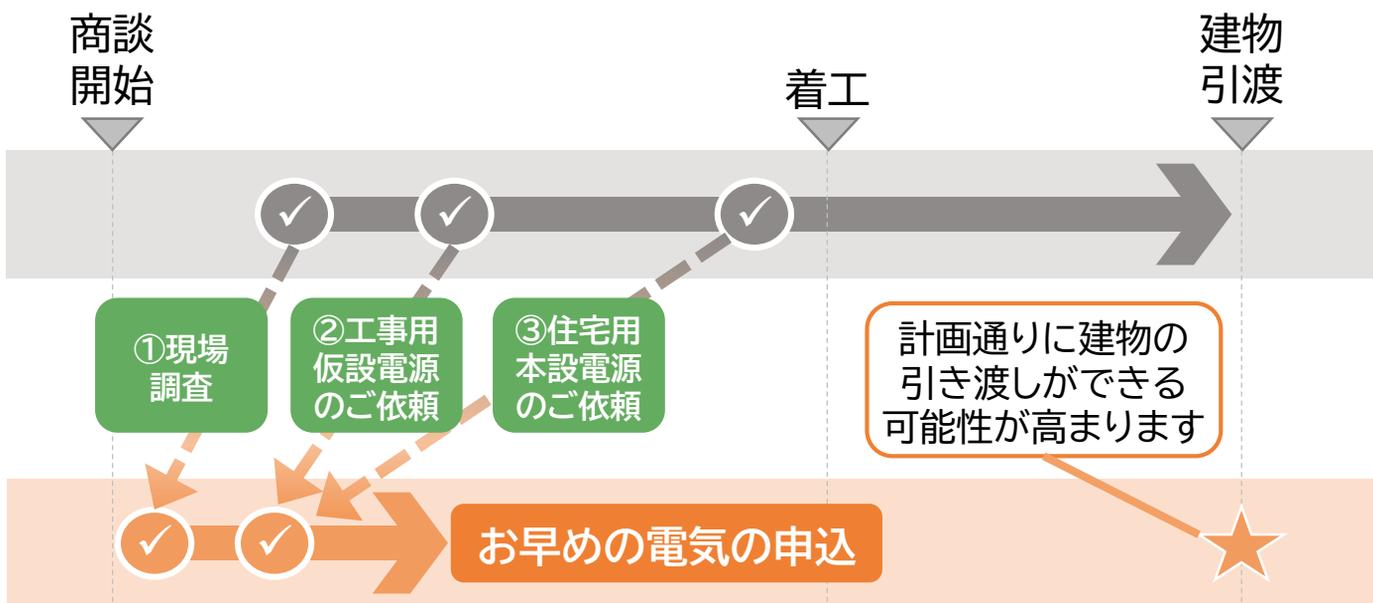


<重要なお知らせ>

戸建て住宅を建築される建築事業者さまへ

行政申請や配電設備の新設や増強が必要となる場合、電気のご送電までの工期が長期化し、**建物の引き渡しが遅れる可能性**がございます。

お早めに以下 ① ② ③ を実施していただきますようお願いいたします。



① お早めに現場調査をいただき、電気の申込に必要な情報をご確認いただく

※必要な情報の具体例は裏面に記載の「項目例」をご参照ください

② 契約後または現地調査実施後、すぐに、電気工事店さまへ電気供給工事をご依頼いただく

③ 工事用仮設電源と同時に、住宅用本設電源もご依頼いただく

※工事用仮設電源・住宅用本設電源それぞれ、小売電気事業者さまから工事の申込をいただいて、はじめて送電にむけた準備に着手することができます

※計画通りに施主さまへ建物のお引渡しを実現するためにご理解・ご協力の程、よろしく願いたします



工事の所要工期確定のSTEPについて

電気供給工事の工期長期化の一例

- 行政申請や用地交渉が必要な場合
- 電力設備の新設・増強が必要になる場合
- お客さまの受電点の位置が決まらずに申請が遅延してしまった場合

※具体的な事例は「実際に送電が間に合わなかった事例」にてご紹介しております

工事の所要工期確定のSTEP

Step1

建築事業者さま
によるご確認

Step2

電気工事店さま
によるご確認

Step3

東京電力パワー
グリッドによる確認

電気の申込に必要な情報

項目例

- 建物から最も近い電柱までの距離
- 電柱番号
- 付近に河川や主要道路がある場合の位置関係

項目例

- 契約容量
- 受電点位置
- 電気メーターの位置

※お申込み

項目例

- 設備容量
- 工事方法
- 工事規模
- 行政申請や用地交渉の完了

所要期間確定

※電気工事店さまが実際に電気申込を実施される先は、小売電気事業者さまとなります

電気供給工事の目安となる工期は、
こちらをご確認ください



実際に送電が間に合わなかった事例(1/2)

事例1

「申込後に配電設備の増強工事が必要と判明」

状況

送電希望日の2週間前に電気の申込みをしたところ、東京電力パワーグリッド側の配電設備が容量不足となることがわかった。配電設備の増強工事に4か月必要となり、希望通りの送電がかなわず、建物の引き渡しが遅れた



事例2

「近くに電柱がない！」

状況

送電希望日の2週間前に電気の申込みをしたところ、電柱が付近に無く、新たに電柱を数本建てる必要があった。建柱までに7か月必要となり、希望通りの送電がかなわず、建物の引き渡しが遅れた



実際に送電が間に合わなかった事例(2/2)

事例3

「官公庁への申請が必要」

状況

送電希望日の2週間前に電気の申込みをしたが、河川/国道が近く、行政申請を行う必要があった。
申請後、承認されるまで5か月必要であったため、
希望通りの送電がかなわず、建物の引き渡しが遅れた

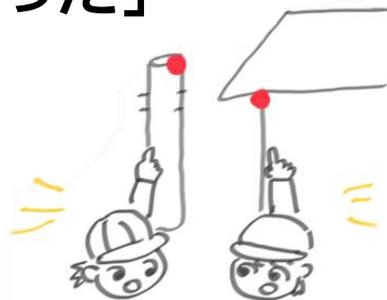


事例4

「受電点の決定に時間がかかった」

状況

建築事業者さまと施主さまとの受電点の位置に関する協議が長引き、電気工事店さまへの申込依頼が遅くなった。それに伴い、電気工事店さまの電気の申込みも遅くなり、工事の工期を確保できず、建物の引き渡しが遅れた



本パンフレットに関し、ご不明点がございましたら、東京電力パワーグリッドまでお問い合わせください

